

# 指定管理者制度の導入ガイドライン（概要）

## 1 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的としています。

## 2 基本的な考え方（導入に当たっての視点）

社会経済情勢や県民ニーズの変化などを踏まえ、施設の現状及び今後の運営について点検・見直しを行い、積極的な制度導入に努めること。

施設が提供するサービスの充実と利用率の向上、また、管理コストの削減の観点から、広く民間事業者の参加を促し、民間ノウハウの活用を積極的に進めること。

選定に当たっては、透明性・公平性に充分配慮するとともに、施設の適正利用とこれに対する県民の信頼が十分確保できる仕組みとすること。

## 3 対象施設

平成18年度までに導入を検討する対象施設は次のとおりとします。

現行管理委託施設	31種類	103施設（うち県営住宅42施設は、17年度導入）
直営施設	2種類	80施設（うち県営住宅79施設は、17年度導入）
新設施設	2種類	2施設

4頁 指定管理者制度の導入検討施設一覧（H16.11.1現在）を参照

## 4 指定手続きの流れ

### （1）条例改正

指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて、施設ごとの設置条例を改正します。

### （2）募集

指定管理者制度の募集は、原則公募とします。

募集期間（約1ヶ月間）を定め、予め施設に関する情報、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定基準等を提示して実施します。

公募の実施は、県のホームページや広報誌等への掲載及び各施設の窓口等において、公告します。

サービスの継続性と安定性を確保しながら、効率的な管理運営を実現するため、指定期間は5年を基準とします。

### （3）申請

申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件を満たす者とします。

申請者は、資格要件を満たすことを証する書類、施設の管理運営についての事業計画書、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有することを証する書類等を県に提出します。

#### (4) 選定

指定管理者の選定は、公募のあった者の中から、条例で定める選定基準等に照らして、最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定します。

最適な指定管理者を選定するため、原則、学識経験者等を含めた選定委員会を設置し、審査・選定を行います。

選定手続や選定結果等の情報については、可能な限りホームページ等で公開し、透明性・公平性の確保に努めます。

##### 《選定基準》

住民の平等利用が確保されること。

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること。

事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること。等

#### (5) 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体の名称及び住所、指定の期間について、議会の議決を経ます。

また、年度をまたがる複数年度で指定する場合は、委託料の限度額について、債務負担行為を設定します。

#### (6) 協定の締結

県は、指定管理者と「委託費や利用料金の取扱い」、「個人情報の取扱い」等管理業務の実施に当たり必要な事項について協定を締結します。

### 5 事業報告・調査等

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を県に提出します。

県は、指定管理者に対して報告の聴取、実地調査及び指示を行います。

県は、指定管理者が県の指示に従わないとき、或いは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることが出来ます。

## 6 スケジュール

平成18年度から導入する場合のスケジュールは、概ね次のとおりです。

### 指定管理者制度移行基本スケジュール

年・月		内 容
16年	6月	<p>..... 主管課説明・ヒアリング</p> <p>施設ごとの方向性検討</p> <p>外郭団体の見直し作業を一体的に実施</p>
	12月	<p>..... 施設ごとの方向性を決定</p> <p>(施設毎の)条例案検討</p>
17年	6月	..... (施設毎の)条例案議会提案・可決
	7月	..... 指定管理者選定作業
18年	12月	..... 指定議案議会提案・可決
	1月	<p>..... 県民への周知</p> <p>指定管理者への引継作業着手</p>
	4月	..... 指定管理者制度に移行

新規に設置した施設で、供用時期が異なる施設については、議会日程や選定作業等に考慮し、上記に準じたスケジュール管理を行うものとします。

## 7 指定管理者制度の導入検討施設一覧（H16.1 1.1 現在）

所管課	施設の名称	現行の委託先
政策企画課	セミナーパーク	(財)山口県ひとづくり財団
地域政策課	宇部・小野田地域サッカー交流拠点施設(仮称)	平成 18 年度供用開始予定
	きららスポーツ交流公園	直営
県民生活課	県民活動支援センター	(財)やまぐち県民活動きらめき財団
文化振興課	県民文化ホールいわくに	(財)山口県文化振興財団
	秋吉台国際芸術村	(財)山口県文化振興財団
	県民芸術文化ホールなगत	(財)なगतと広域文化財団
自然保護課	ビジターセンター(豊田湖)	豊田町
	ビジターセンター(須佐湾)	須佐町
	ビジターセンター(角島)	豊北町
	ビジターセンター(秋吉台)	美東町
	きらら浜自然観察公園	(財)山口県施設管理財団
健康増進課	健康づくりセンター	(財)山口県健康福祉財団
高齢保健福祉課	貴船園	(福)恩賜財団済生会
	灘海園	(福)山口県社会福祉事業団
	伊保庄園	(福)山口県社会福祉事業団
	はぎ園	(福)山口県社会福祉事業団
児童家庭課	みほり学園	(福)山口県社会福祉事業団
	母子福祉センター	(財)山口県母子寡婦福祉連合会
障害福祉課	たちばな園	(福)山口県社会福祉事業団
	華南園	(福)山口県社会福祉事業団
	聴覚障害者情報センター	(福)山口県聴覚障害者福祉協会
	華の浦学園	(福)山口県社会福祉事業団
	鹿野グリーンハイツ	(福)山口県社会福祉事業団
観光交流課	国際総合センター	(財)山口県国際総合センター
生産流通課	やまぐちフラワーランド(仮称)	平成 18 年度供用開始予定
林政課	21世紀の森施設	(財)やまぐち農林振興公社
水産課	栽培漁業センター(外海)	(社)山口県栽培漁業公社
	栽培漁業センター(外海第2)	(社)山口県栽培漁業公社
	栽培漁業センター(内海)	(社)山口県栽培漁業公社

所管課	施設の名称	現行の委託先
漁港漁村課	漁港施設(徳山漁港；浮棧橋)	周南市
	漁港施設(見島漁港；可動橋)	萩市
	漁港施設(見島漁港；宇津多目的広場)	萩市
道路整備課	松陰記念館	(社)萩物産協会
都市計画課	都市公園(維新)	(財)山口県施設管理財団
	都市公園(亀山)	(財)山口県施設管理財団
	都市公園(江汐)	小野田市
	都市公園(火の山)	下関市
	都市公園(片添ヶ浜)	周防大島町
	都市公園(萩ウエルス <sup>ル</sup> パーク)	萩市
	都市公園(柳井ウエルス <sup>ル</sup> パーク)	柳井市
	流域下水道(周南)	(財)山口県下水道公社
	流域下水道(田布施川)	(財)山口県下水道公社
港湾課	港湾施設(徳山下松港；晴海緑地公園)	周南市
	港湾施設(徳山下松港；はなぐり緑地)	下松市
	港湾施設(徳山下松港；未武緑地)	下松市
	港湾施設(三田尻中関港；新築地港湾施設)	防府市
	港湾施設(岩国港；新港地区緑地)	岩国市
	港湾施設(萩港；商港離島ターミナル)	萩市
	港湾施設(萩港；潟港港湾施設)	(株)マリーナ萩
	港湾施設(萩港；潟港2号緑地)	萩市
	港湾施設(平生港；水場地区物揚場等)	平生町
住宅課	県営住宅(42)	山口県住宅供給公社
	県営住宅(79)	直営
社会教育課	長者ヶ原グリーンスポーツ広場	徳地町
	青少年宿泊訓練所(秋吉台、石城山)	(財)山口県ひとづくり財団
	青年の家(大島、光、油谷、萩)	(財)山口県ひとづくり財団
	少年自然の家(秋吉台)	(財)山口県ひとづくり財団
	青少年野外活動センター(十種ヶ峰)	(財)山口県ひとづくり財団
	ふれあいパーク	(財)山口県ひとづくり財団
文化財保護課	埋蔵文化財センター	(財)山口県ひとづくり財団
保健体育課	スポーツ交流村	(財)山口県ひとづくり財団
合計	185施設(うち現行委託施設103施設)	